参考１

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　 月　 日　　地方運輸局長 殿　　　　　　証明者氏名又は名称　　　　　　住　　　　　　　所最高速度証明書弊社が製作した下記自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、設計上の最高速度が１００㎞/ｈ以下であることを証明します。記

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号 |  |
| 車台番号 |  |
| 車名 |  |
| 型式 |  |
| 類別 |  |
| 設計上の最高速度 |  |

会社名氏名連絡先 |

（日本産業規格Ａ列４番）

 備考

　(1)　証明者の氏名については、自動車製作者の代表者とする。

　(2) 証明者の氏名については、自動車製作者が証明者として特に認めた場合には、その者の証明とすることができる。

参考2

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　 月　 日　　地方運輸局長 殿　　　　　氏名又は名称　　　　　住　　　　所最高速度計算書下記自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、計算上の最高速度が１００㎞/h以下であることを証明します。記

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号 |  |
| 車台番号 |  |
| 車名 |  |
| 型式 |  |
| 類別 |  |
| 原動機型式 |  |
| 原動機最高回転数 |  |
| 最高変速段減速比 |  |
| 最終減速比 |  |
| タイヤの動的荷重半径 |  |
| 設計上の最高速度 |  |

添付資料新型諸元表（要目表、走行性能曲線図、変速機諸元表、差動機諸元表） |

（日本産業規格Ａ列４番）

 備考

　 (1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は法人の代表者とする。

　 (2)　装置等の変更により本書を提出する場合には必ず装置等の変更の事実が分かる書面を添付すること。

参考3

|  |
| --- |
|  第　　　号　　 　 年　 月　 日　　　　証明者氏名又は名称　　住　　　　　　　所証明書下記の自動車については、飛行場運用業務指針の規定により、○○空港の制限区域内において、緊急車両又は保安用車両のため青色の点滅その他の車両のため黄色灯火を備え付けなければならない自動車であることを証明します。記 １．使用自動車 （１）車名及び型式　：　　（２）種別及び用途　：　　（３）車体の形状　　：　　（４）自動車登録番号又は車両番号　：　　（５）車台番号　　　：　　（６）使用の本拠の位置　：　　（７）自動車の使用者　： ２．点滅灯火の使用区域 点滅する灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。備考(1)　証明者の氏名については、飛行場の設置者等とする。(2) 証明者の氏名については、飛行場の設置者等が証明者として特に認めた場合には、その者の証明とすることができる。(3) 証明書は、自動車の点滅する灯火を備え付ける必要がなくなった場合又は自動車の制限区域内車両使用承認証を返納する場合に、飛行場の設置者等へ返納する必要がある。 |

（日本産業規格Ａ列４番）

参考4

|  |
| --- |
| 　　年　 月　 日　　保安基準等適合検討結果確認証明書 　　証明者氏名又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　○○○自動車株式会社　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　取締役社長　◎◎ ◎◎　下記自動車は、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第５５条の規定に基づき、保安基準の緩和に係る自動車であり、認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合した自動車であります。記　　　１．当該自動車の車台を特定する記号　　　　　　　○○○○－△△△△　　　２．認定により適用を除外する保安基準の条項及び事項　　　　　　　保安基準第○○条　△△△△以上 |

（日本産業規格Ａ列４番）

参考5

|  |
| --- |
|  第　　　号　　 　　 年　 月　 日　　　 地方運輸局長　殿　　　　証明者氏名又は名称　　　　住　　　　　　　所証明書下記の自動車については、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第２条第３項に定める国際埠頭施設であって、同法第３２条及び第３３条に定める埠頭保安規程等を定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第２９条に基づき、国際埠頭保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周辺のみで当該灯火を使用する自動車であることを証明します。記 １．使用自動車 （１）車名及び型式　：　 （２）種別及び用途　：　 （３）車体の形状　　：　 （４）自動車登録番号又は車両番号　：　 （５）車台番号　　　：　 （６）使用の本拠の位置　：　 （７）自動車の使用者　： ２．回転灯の使用区域 別添参照備考(1)　証明者の氏名については、港湾事務所等の長とする。 |

（日本産業規格Ａ列４番）